

下水排除基準

(ダイオキシン類以外)

平成23年11月1日一部改正施行

項目	対象	特定事業場		特定施設のない事業場	
		平均排水量50m ³ /日以上	平均排水量50m ³ /日未満		
健康項目	1	カドミウム及びその化合物 (Cd)	0.1以下	0.1以下	帯広市下水道条例第10条
	2	シアン化合物 (CN)	1以下	1以下	
	3	有機リン化合物 (O-P)	1以下	1以下	
	4	鉛及びその化合物 (Pb)	0.1以下	0.1以下	
	5	六価クロム化合物 (Cr ⁶⁺)	0.5以下	0.5以下	
	6	ヒ素及びその化合物 (As)	0.1以下	0.1以下	
	7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (Hg)	0.005以下	0.005以下	
	8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	
	9	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003以下	0.003以下	
	10	トリクロロエチレン	0.3以下	0.3以下	
	11	テトラクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	
	12	ジクロロメタン	0.2以下	0.2以下	
	13	四塩化炭素	0.02以下	0.02以下	
	14	1・2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下	
	15	1・1-ジクロロエチレン	1以下	1以下	
	16	シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下	
	17	1・1・1-トリクロロエタン	3以下	3以下	
	18	1・1・2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下	
	19	1・3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.02以下	
	20	テトラメチルチウラムジスルフィド [※] (チウラム)	0.06以下	0.06以下	
	21	2-クロロ-4・6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン (シマジン)	0.03以下	0.03以下	
	22	s-4-クロロペンジミド=N・N-ジエチルチオカルバマート(チオベンカルブ [※])	0.2以下	0.2以下	
	23	ベンゼン	0.1以下	0.1以下	
	24	セレン及びその化合物	0.1以下	0.1以下	
	25	ほう素及びその化合物	10以下	10以下	
	26	ふっ素及びその化合物	8以下	8以下	
生活環境項目等	27	フェノール類	5以下	5以下	
	28	銅及びその化合物 (Cu)	3以下	3以下	
	29	亜鉛及びその化合物 (Zn)	2以下	2以下	
	30	鉄及びその化合物(溶解性) (Fe)	10以下	10以下	
	31	マンガン及びその化合物(溶解性) (Mn)	10以下	10以下	
	32	クロム及びその化合物 (Cr)	2以下	2以下	
	33	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380未満	380未満	
	34	生物化学的酸素要求量 (BOD)	600未満	600未満	
	35	浮遊物質 (SS)	600未満	600未満	
	36	ノルマルヘキサノール抽出物質含有量	5以下	5以下	
		動植物油類	30以下	30以下	
	37	水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満	5を超え9未満	
	38	温度	45℃未満	45℃未満	
39	よう素消費量	220未満	220未満		

(ダイオキシン類)

下水道法施行令第9条の4第1項	
対象者	ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設の設置者
排除基準値	10 pg-TEQ/1以下

1. 単位は、PH、温度、ダイオキシン類を除きすべて「mg/l」である。
2. 内は、直罰に係る排除基準である。
3. 内は、除害施設の設置等の義務に係る排除基準である。